

平成31年2月26日
(2019年)

伊丹市長 藤原 保幸 様

伊丹市参画協働推進委員会
会長 直田 春夫

伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る答申書

平成30年10月15日付伊市まま第811号により諮問を受けたことについて、本委員会は、慎重に審議を行った結果、下記の通り結論を得たので答申します。

記

1 はじめに

伊丹市では、市民の参画と協働によるまちづくりに関する基本的事項を定めた「伊丹市まちづくり基本条例」(以下「条例」という。)を、平成15年10月1日から施行しています。条例付則第2項には、「市は、この条例の施行の日から4年以内ごとに、市民の参画と協働によるまちづくりの推進状況について検討を加え、その結果に基づいて、見直しを行うものとする。」と規定され、条例が、伊丹市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを、見直しを含め検討することとしています。

これを受けて、伊丹市参画協働推進委員会(以下「委員会」という。)では、平成30年10月15日に市長から『「伊丹市まちづくり基本条例」の見直しについて』(伊市まま第811号)として諮問を受け、検討を行いました。

その結果、以下のように答申致します。

伊丹市におかれましては、この答申内容に加え、市の実状や地域特性を踏まえ、条例の基本理念の実現に向け、施策の推進や事業の改善に努めて下さい。

2 検討の結果

(1) 現行の規定の見直しについて

委員会での検討の結果、現行の規定については、改正・廃止の必要は無いとの結論に至りました。また、新たに規定すべき項目も無いとの結論に至りました。

(2) 条例に基づく制度・事業の運用について

委員会で条例の運用について検討を行いました。今後、以下の点に留意し、運用するように努めて下さい。

① 条例の理解・促進について

この条例は、市民や市議会議員、市長、市職員すべてに関係する条例です。今後も引き続き、すべての関係者が条例についての理解を深めるよう、必要な取組を進めて下さい。

② 情報の共有と学習の機会の提供について

市民に分かりやすい情報を提供できるように、市民との情報の共有のあり方を検討して下さい。また、市民に学習の機会を提供する際は、市が市政情報を提供すると共に、市民ニーズを把握する機会としても活用し、相互に意見交換を行い学び合う場として下さい。

③ 市民活動の促進について

公共的課題に取り組む市民活動を促進するため、市民活動支援の拠点施設である市民まちづくりプラザをはじめとする関係機関との連携を図り、効果的に市民活動の支援及び環境の整備を行って下さい。

④ 協働事業について

協働によりさまざまな公共的課題が解決されるよう、公募型協働事業提案制度の活用も含め、協働の取組をさらに進めて下さい。

⑤ 地域自治組織について

地域自治組織形成の動きはコミュニティの自治に繋がりますので、引き続き、地域自治組織の支援に取り組んで下さい。

3 さいごに

今回、条例の改正は行わないとの結論となりましたが、当委員会で出た意見を踏まえ、社会情勢に応じた施策を推進し、事業の改善に努めながら、伊丹市の参画と協働によるまちづくりを一層力強く進めて下さい。

【参考】

(1) 見直し検討の方法及び経過

今回の見直し検討にあたり、学識経験者1名と公募市民委員2名からなる3名の臨時委員を加えた計8名の委員により、全3回の委員会を開催しました。

委員会では、これまで行った数次の見直し検討の結果及び伊丹市が毎年実施している「市民意識調査」に付随して行った「条例アンケート」、「市役所各部局を対象とした協働事業アンケート」の結果等を参考とし、伊丹市で実施している参画・協働の実態を踏まえ、検討を行いました。

検討内容は下記のとおりです。

●第1回 委員会

(開催日時)

平成30年10月15日(月)

(検討内容)

- ・過去3回の条例見直しの確認
- ・「条例アンケート」結果の検証
- ・条例の啓発活動の検討

●第2回 委員会

(検討内容)

平成30年12月19日(水)

(検討内容)

- ・条例に基づき実施されている制度・事業の運用面の検討
- ・「市役所各部局を対象とした協働事業アンケート」結果の検証

●第3回 委員会

(開催日時)

平成31年2月13日(水)

(検討内容)

- ・答申内容の検討

(2) 委員会で出た主な意見

【条例の理解・促進について】

- ・子育て世代は、自分たちが求める情報は積極的に入手しますが、それ以外の情報にたどり着きにくい現状があります。引き続き、子ども及び子育て世代が条例についての理解を深めることができるよう、幅広いアプローチで取り組んで下さい。
- ・市議会議員や市長、市職員は、条例に規定している各自の役割や責務を果たすよう努めて下さい。
- ・学校での条例についての学習に際しては、副読本などの教材を活用するようにして下さい。
- ・今後のまちづくりの担い手になり得る若い世代に条例についての理解が浸透するよう、関係団体への呼びかけを行うなどの取組を行って下さい。
- ・条例の認知度は、どの自治体でもあまり高くありませんが、条文そのものを市民が知っていることよりも、実質的に熟議や情報共有などが市民の中で活きていることが重要ですので、条例を実践する動きを通して条例への理解が進むように努めて下さい。

【情報の共有と学習の機会の提供について】

- ・情報の共有にあたっては、市民に分かりやすい情報を提供することが必要不可欠ですので、分かりやすい資料を作成するなど、市民への情報提供のあり方についても検討して下さい。
- ・第15条の「学習の機会の提供」については、市政情報を提供するだけでなく、市民ニーズを把握する機会としても活用でき、相互に意見交換を行い学び合う場とすることもできます。そういった「場」は第9条の「情報の共有」に繋がっていくこととなります。

【市民活動の促進について】

- ・今後、施設の複合化の機会を捉えて、市民まちづくりプラザを利用する市民に対し、施設の利用目的や、市民活動を行うことへの気付きを得られるような投げかけをして下さい。また、この機会に、市民まちづくりプラザの長期的なあり方を検討して下さい。
- ・市民まちづくりプラザは、中間支援組織として、市民の協働に対する理解をより深められるような取組を実施して下さい。
- ・今後、市民まちづくりプラザは、施設の複合化に伴い、社会教育活動を推進している中央公民館や、ボランティアの活動支援を行っている伊丹市ボランティア・市民活動センターとの連携が取りやすくなることが予想されます。引き続き、三施設の連携を図り、市民活動の支援を行って下さい。

【協働事業について】

- ・協働事業が多く実施されているのは素晴らしいことですが、市も市民も常に協働を意識できるよう、まちづくり推進課において、伊丹市で実施される協働事業の情報の収集・提供に取り組んで下さい。
- ・協働には無縁と考えている課もあるようですが、協働の種はどこにでもあります。各課において、協働で行う方がより市民の福祉が高まると考えられる施策・事務事業がないかをチェックして下さい。
- ・公募型協働事業提案制度における市の提案事業数及び市民活動団体等の提案事業数が伸び悩んでいることについては、制度を活用し、協働で事業を行うことで、どのような効果が見込まれるのかを、しっかりと説明するようにして下さい。
- ・市民活動団体等との協働が進むような環境整備に、力を注いで下さい。

【地域自治組織について】

- ・前回の見直しで地域自治組織の条文が追加され、「伊丹市地域自治組織の設立等に関する条例」が制定されました。地域自治組織は、地域で様々な活動に取り組んで成果をあげており、こうした動きはコミュニティの自治に繋がりますので、引き続き、地域自治組織の形成支援に取り組んで下さい。

【その他】

- ・条例を各課の事業の後押しとして使って、条例の趣旨が実現されるように取り組んで下さい。

伊市まま第 8 1 1 号
平成 3 0 年 1 0 月 1 5 日
(2 0 1 8 年)

伊丹市参画協働推進委員会
会長 直 田 春 夫 様

伊丹市長 藤原 保幸

「伊丹市まちづくり基本条例」の見直しについて（諮問）

本年 6 月に実施した「伊丹市民意識調査」における「伊丹市まちづくり基本条例について」のアンケート結果に基づき、本条例付則第 2 項の規定により、下記事項のとおり貴委員会に意見を求めます。

記

（諮問理由）

本市では、平成 1 5 年に「伊丹市まちづくり基本条例」を施行し、これまで 3 度の見直しを行ってまいりました。平成 2 6 年～2 7 年に実施された 3 度目の見直しにおきましては、「議会・議員の役割及び責務」、「市職員の役割及び責務」、「コミュニティ」、「国等との連携」の条項が追加され、「情報の共有」等をはじめとする条項が改正されました。

また、庁内や議会の検討を経て、平成 3 0 年度には「総合計画」、「地域自治組織」の条項が新たに追加されるなど、所要の改正手続きを行ったところです。

今後は、伊丹市まちづくり基本条例の理念に基づき、参画と協働のまちづくりを推進するために、条例の理念が市民に浸透し、条例に基づいた制度や事業を、市と市民により運用していくことが重要だと考えております。

つきましては、今回、本条例における制度等の運用面を中心に、様々な視点から見直しの必要性についてご議論いただきたく、貴委員会に意見を求めます。

伊丹市参画協働推進委員会 委員名簿

(順不同、敬称略)

| | 氏名 | 所属(選出区分) |
|-----|-------|-----------------------------------|
| 会長 | 直田 春夫 | 特定非営利活動法人 NPO政策研究所 理事長 (学識経験者) |
| 副会長 | 有田 典代 | 国際文化交流協会 事務局長 (学識経験者) |
| 委員 | 白井 佳之 | 伊丹市社会福祉協議会地域福祉推進室室長 (関係団体代表者) |
| 委員 | 阿部 昌樹 | 大阪市立大学大学院法学研究科 教授 (学識経験者) |
| 委員 | 山口 美歌 | (市民) |
| 委員 | 池田 歌子 | (市民) |
| 委員 | 北原 眞 | (市民) |
| 委員 | 木村 和世 | (市民) |